

# 令和元年度 利用者負担額表(保育料)

## 1号認定(満3歳以上児)

階層区分	第1階層	第2階層 (母子・障がい等)	第3階層 (母子・障がい等)	第4階層	第5階層
定義	生活保護	町民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	町民税所得割課税額 77,100円以下	町民税所得割課税額 221,200円以下	町民税所得割課税額 221,201円以上
		←-----多子世帯・ひとり親障がい等減免対象-----→			
第1子 (軽減前)	0 0	1,600 3,000 (0) (0)	5,400 10,100 (1,600) (3,000)	13,100 20,500	19,000 25,700
第2子 (軽減前)	0 0	0 0 (0) (0)	2,700 5,050 (0) (0)	6,550 10,250	9,500 12,850

**中富良野町の利用料は国の基準より26～46%の軽減を実施しております！**

### 利用者負担額の認定等について

《階層区分の認定について》

認定は、原則として児童と同一世帯に属する父母の市町村民税所得割額の合計により、行われますがそれ以外の扶養義務者(祖父母等)が生計中心者であると認められる場合はその扶養義務者も含んで認定します。

《年齢区分の基準日について》

入所した年度の4月初日時点での年齢となります。

